

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年2月24日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、認定手数料等の額の改正、廃止及び新設並びに所要の整備を行うこと。
- (2) 長期優良住宅の認定に係る審査事務量の見直しにより、長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料を引き下げること。
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、移動が生じた引用条項を改めること。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第7項第1号中「をその住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（次号において「同時申請住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。）をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額」を削り、同号ア中「長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる」を「長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める」に改め、「イ及び」を削り、同号ア（ア）中「6,000円」を「8,000円」に改め、同号ア（イ）中「12,000円」を「15,000円」に改め、同号ア（ウ）中「21,000円」を「26,000円」に改め、同号ア（エ）中「31,000円」を「41,000円」に改め、同号ア（オ）中「58,000円」を「71,000円」に改め、同号ア（カ）中「99,000円」を「120,000円」に改め、同号ア（キ）中「160,000円」を「190,000円」に改め、同号ア（ク）中「200,000円」を「240,000円」に改め、同号ア（ケ）中「210,000円」を「260,000円」に改め、同号ア（コ）中「9,100円」を「12,000円」に改め、同号ア（サ）中「18,000円」を「23,000円」に改め、同号ア（シ）中「32,000円」を「40,000円」に改め、同号ア（ス）中「46,000円」を「61,000円」に改め、同号ア（セ）中「87,000円」を「110,000円」に改め、同号ア（ソ）中「150,000円」を「170,000円」に改め、同号ア（タ）中「250,000円」を「290,000円」に改め、同号ア（チ）中「300,000円」を「360,000円」に改め、同号ア（ツ）中「320,000円」を「400,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウを同号イとし、同項第2号中「前号ア、イ又はウ」を「前号ア又はイ」に改め、「を同時申請住戸数で除して得た額をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額」を削り、同項第3号中「第1号ア、イ又はウ」を「第1

号ア又はイ」に、「同号ウ」を「同号イ」に、「をその住戸のうち申請を行う日の前日までに長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定を受けた住戸の合計数（次号において「既認定住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。）を1戸当たりの額として算出した額」を「に2分の1を乗じて得た額」に改め、同項第4号中「第1号ア、イ又はウ」を「第1号ア又はイ」に、「を既認定住戸数で除して得た額を1戸当たりの額として算出した額」を「に2分の1を乗じて得た額」に改め、同項第5号及び第6号中「1戸当たり」を「1件につき」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 長期優良住宅法第18条第1項の規定による容積率の特例許可申請手数料 1件につき160,000円

別表第1第10項第3号中「建築物省エネ法第30条第2項」を「建築物省エネ法第35条第2項」に改め、同号ア中「建築物省エネ法第30条第1項各号」を「建築物省エネ法第35条第1項各号」に改め、同項第4号中「建築物省エネ法第30条第2項」を「建築物省エネ法第35条第2項」に改め、同項第5号中「建築物省エネ法第31条第2項」を「建築物省エネ法第36条第2項」に、「建築物省エネ法第30条第2項」を「建築物省エネ法第35条第2項」に改め、同項第6号中「建築物省エネ法第31条第2項」を「建築物省エネ法第36条第2項」に、「建築物省エネ法第30条第2項」を「建築物省エネ法第35条第2項」に改め、同項第7号ア中「建築物省エネ法第30条第1項各号」を「建築物省エネ法第35条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

1 改正の概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、行政庁での審査項目及び所要時間に変更が生じるため、手数料条例における「長期優良住宅建築等計画の認定手数料額」を改正するものです。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正するものです。

2 長期優良住宅の認定申請に係る変更点

(1) 行政庁の審査項目変更等による手数料の改定

ア 審査項目の変更

登録住宅性能評価機関（以下「評価機関」という。）が事前審査を行う場合に、評価機関の審査項目であった「維持保全計画」、「住戸面積」及び「資金計画」が、行政庁の審査項目に変更されます。

イ 災害配慮基準の追加

新設される災害配慮基準に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」や「土砂災害特別警戒区域」等の「認定を行わない区域」に申請建物が該当しているか否かを確認します。

ウ 手数料額の改定

上記の変更により、県が示した審査に係る所要時間及び人件費単価に基づいて、申請の大部分を占める新築一戸建の申請の場合、6,000円から8,000円に改定します。

※複数戸の認定手数料も、県の示す総戸数ごとの金額と同額とします。

※増改築時の認定手数料は、従来と同様に新築の1.5倍の額とします。

(2) 住宅性能評価手数料の廃止

住宅性能評価書の交付を受けている場合の審査について、今後は評価機関が実施する長期優良住宅の事前審査と一体となるため、手数料を廃止します。

(3) 長期優良住宅の認定を受けた住宅の容積率の特例許可手数料の新設

公開空地等を確保することで容積率の制限が緩和できる「総合設計制度」

において、長期優良住宅認定を受けることにより容積率が割増しできることになったため、この場合の特例許可についての手数料を新設します。金額は、市建築基準条例で設定している建築物の容積率特例許可申請手数料と同額の160,000円とします。

(4) 変更認定申請手数料額の改定

変更認定の審査については、制度開始当初に新規認定と同等の作業が発生すると見込んでいたため、手数料額を新規認定と同額としていましたが、過去の案件について作業時間の精査を行い、新規認定の2分の1の額に改定します。

(5) 施行日

令和4年4月1日

3 条例で引用する法律の条項の移動

(1) 概要

別表第1第10項中「建築物省エネ法第30条」を「建築物省エネ法第35条」に、「建築物省エネ法第31条」を「建築物省エネ法第36条」に改めます。

(2) 施行日

公布の日

長期優良住宅 認定申請手数料額改正

改正前

改正後

改正により廃止

手数料条例7-(1)-ア 事前審査あり (長期使用構造評価済)			
住宅の総戸数		新築	
戸建	1	6,000円	8,000円
	2 ~ 5	12,000円	15,000円
	6 ~ 10	21,000円	26,000円
	11 ~ 25	31,000円	41,000円
	26 ~ 50	58,000円	71,000円
	51 ~ 100	99,000円	120,000円
	101 ~ 200	160,000円	190,000円
	201 ~ 300	200,000円	240,000円
	301 ~	210,000円	260,000円
		増改築	
戸建	1	9,100円	12,000円
	2 ~ 5	18,000円	23,000円
	6 ~ 10	32,000円	40,000円
	11 ~ 25	46,000円	61,000円
	26 ~ 50	87,000円	110,000円
	51 ~ 100	150,000円	170,000円
	101 ~ 200	250,000円	290,000円
	201 ~ 300	300,000円	360,000円
	301 ~	320,000円	400,000円

手数料条例7-(1)-イ 住宅性能評価あり (一部長期使用構造評価済)		
住宅の総戸数		新築
戸建	1	9,000円
	2 ~ 5	45,000円
	6 ~ 10	71,000円
	11 ~ 25	139,000円
	26 ~ 50	242,000円
	51 ~ 100	351,000円
	101 ~ 200	670,000円
	201 ~ 300	900,000円
	301 ~	1,190,000円

長期優良住宅認定の審査項目の変更

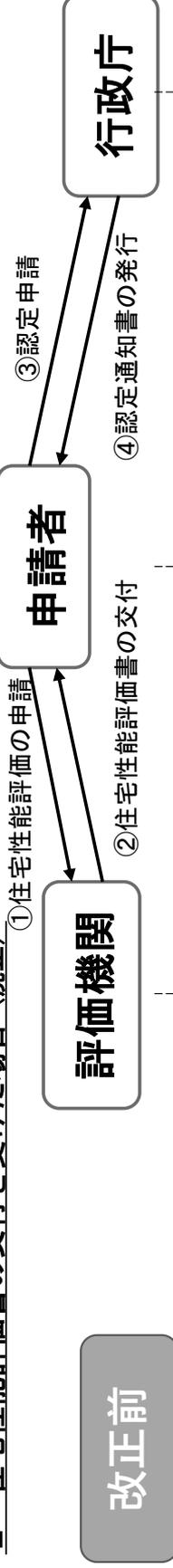
1 評価機関による事前審査がある場合



改正前	改正後
<p>評価機関 (事前審査)</p>	<p>評価機関 (事前審査)</p>
<p>行政庁</p>	<p>行政庁</p>
<p>長期使用構造等評価 劣化対策、耐震性、維持管理の容易性、省エネ対策等の技術的な審査</p>	<p>長期使用構造等評価 劣化対策、耐震性、維持管理の容易性、省エネ対策等の技術的な審査</p>
<p>構造以外の基準 住宅の規模、資金計画、維持保全方法等</p>	<p>構造以外の基準 住宅の規模、資金計画、維持保全方法等</p>
<p>居住環境への配慮 地区計画・建築協定・景観計画等、行政庁ごとに独自に基準を定めている</p>	<p>居住環境への配慮 地区計画・建築協定・景観計画等、行政庁ごとに独自に基準を定めている</p>
<p>災害配慮基準 今回改正により新設危険なエリアを行政庁で指定し対象から除外</p>	<p>災害配慮基準 今回改正により新設危険なエリアを行政庁で指定し対象から除外</p>
<p>長期優良住宅の認定基準</p>	

長期優良住宅認定の審査項目の変更

2 住宅性能評価書の交付を受けた場合（廃止）



改正前

住宅性能評価
(一部長期使用構造等評価と
重複する認定基準あり)

行政庁

改正後

※住宅性能評価と長期優良住宅の事前審査が併せて申請可能になることから、「評価機関による事前審査がある場合」と同一の審査区分になるため、廃止

評価機関

(住宅性能評価＋長期優良住宅事前審査)

行政庁

長期使用構造等評価

劣化対策、耐震性、維持管理の容易性、省エネ対策等の技術的な審査

構造以外の基準

住宅の規模、資金計画、維持保全方法等

居住環境への配慮

地区計画・建築協定・景観計画等、行政庁ごとに独自に基準を定めている

災害配慮基準

今回改正により新設
危険なエリアを行政庁で指定し対象から除外

長期優良住宅の認定基準

議案第10号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1-6（略）</p> <p>7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>長期優良住宅法第6条第1項第1号に定める基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第3号、次項第1号ア並びに第10項第3号ア及び第7号アにおいて「評価機関」という。）による審査を受けた場合</u> 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1-6（略）</p> <p>7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額をその住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（次号において「同時申請住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。）をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額</p> <p>ア <u>長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（イ及び第3号、次項第1号ア並びに第10項第3号ア及び第7号アにおいて「評価機関」という。）による審査を受けた場合</u> 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額</p>

- (ア) 新築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき 8,000円
- (イ) 新築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき 15,000円
- (ウ) 新築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき 26,000円
- (エ) 新築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき 41,000円
- (オ) 新築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき 71,000円
- (カ) 新築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき 120,000円
- (キ) 新築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき 190,000円
- (ク) 新築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき 240,000円
- (ケ) 新築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき 260,000円
- (コ) 増築し、又は改築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき 12,000円
- (ク) 増築し、又は改築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき 23,000円

- (ア) 新築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき 6,000円
- (イ) 新築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき 12,000円
- (ウ) 新築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき 21,000円
- (エ) 新築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき 31,000円
- (オ) 新築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき 58,000円
- (カ) 新築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき 99,000円
- (キ) 新築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき 160,000円
- (ク) 新築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき 200,000円
- (ケ) 新築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき 210,000円
- (コ) 増築し、又は改築する住戸の総数が1戸のとき。 1件につき 9,100円
- (ク) 増築し、又は改築する住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき 18,000円

- (シ) 増築し、又は改築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき40,000円
- (ス) 増築し、又は改築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき61,000円
- (セ) 増築し、又は改築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき110,000円
- (ソ) 増築し、又は改築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき170,000円
- (タ) 増築し、又は改築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき290,000円
- (チ) 増築し、又は改築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき360,000円
- (ツ) 増築し、又は改築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき400,000円

- (シ) 増築し、又は改築する住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につき32,000円
- (ス) 増築し、又は改築する住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件につき46,000円
- (セ) 増築し、又は改築する住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件につき87,000円
- (ソ) 増築し、又は改築する住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件につき150,000円
- (タ) 増築し、又は改築する住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1件につき250,000円
- (チ) 増築し、又は改築する住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1件につき300,000円
- (ツ) 増築し、又は改築する住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき320,000円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算による評価を除く。）建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額とア（ア）から（ケ）までに掲げる額とを合計した額

- (ア) 住戸の総数が1戸のとき。 1件につき 9,000

円

- (イ) 住戸の総数が2戸以上5戸以下のとき。 1件につき
45,000円
- (ウ) 住戸の総数が6戸以上10戸以下のとき。 1件につ
き71,000円
- (エ) 住戸の総数が11戸以上25戸以下のとき。 1件に
つき139,000円
- (オ) 住戸の総数が26戸以上50戸以下のとき。 1件に
つき242,000円
- (カ) 住戸の総数が51戸以上100戸以下のとき。 1件
につき351,000円
- (キ) 住戸の総数が101戸以上200戸以下のとき。 1
件につき670,000円
- (ク) 住戸の総数が201戸以上300戸以下のとき。 1
件につき900,000円
- (ケ) 住戸の総数が301戸以上のとき。 1件につき
1,190,000円

イ ア以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。次項第1号イ及び第3号イ

ウ ア及びイ以外の場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。次項第1号イ及び第3

(イ)において同じ。)を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

(ア)－(ツ) (略)

- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合）前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額

ア・イ (略)

- (3) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）第1号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同号イに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号イ中「次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。次項第1号イ及び第3号イ（イ）において同じ。）を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額。次号において同じ。）に2分の1を乗じて得た額

号イ（イ）において同じ。)を加えて得た額とアに掲げる額とを合計した額

(ア)－(ツ) (略)

- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合）前号ア、イ又はウに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を同時申請住戸数で除して得た額をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額と長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額
ア・イ (略)

- (3) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）第1号ア、イ又はウに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同号ウに該当し、評価機関の審査を必要としない場合においては、同号ウ中「次に掲げる額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。次項第1号イ及び第3号イ（イ）において同じ。）を加えて得た額」を「次に掲げる額」と読み替えて算出した額。次号において同じ。）をその住戸のうち申請を行う日の前日までに長期優良住宅法第5条

- (4) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合） 第1号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額と長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第2号ア又はイに掲げる額とを合計した額
- (5) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第9条第1項の規定により譲渡人を決定した場合）
1件につき2,100円
- (6) 長期優良住宅法第10条の規定による地位の承継の承認申請手数料 1件につき1,700円
- (7) 長期優良住宅法第18条第1項の規定による容積率の特例許可申請手数料 1件につき160,000円

8・9 (略)

10 建築物省エネ法関係手数料

(1)・(2) (略)

第1項から第3項までの規定に基づく認定を受けた住戸の合計数（次号において「既認定住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次号において同じ。）を1戸当たりの額として算出した額

- (4) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合） 第1号ア、イ又はウに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を既認定住戸数で除して得た額を1戸当たりの額として算出した額と長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第2号ア又はイに掲げる額とを合計した額
- (5) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（長期優良住宅法第9条第1項の規定により譲渡人を決定した場合）
1戸当たり2,100円
- (6) 長期優良住宅法第10条の規定による地位の承継の承認申請手数料 1戸当たり1,700円

8・9 (略)

10 建築物省エネ法関係手数料

(1)・(2) (略)

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級の等級5（平成28年3月31日までに建築を終えている建築物については、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)・(イ) (略)

イ (略)

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をする場合）

前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額

ア・イ (略)

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級の等級5（平成28年3月31日までに建築を終えている建築物については、等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)・(イ) (略)

イ (略)

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合）

前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額と建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ次に掲げる額とを合計した額

ア・イ (略)

(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料
(建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額
ア・イ (略)

(6) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料
(建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をする場合) 前号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額と建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第4号ア又はイに掲げる額とを合計した額

(7) 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級の等級4若しくは等級5(平成28年3月31日までに建築を終えている建築物については、等級3、等級4又は等級5)に適合してい

(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料
(建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額
ア・イ (略)

(6) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料
(建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をする場合) 前号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額と建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出をするものに応じ、それぞれ第4号ア又はイに掲げる額とを合計した額

(7) 建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、あらかじめ判定機関若しくは評価機関による審査を受けた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書について、あらかじめ評価機関から交付を受けた場合(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級の等級4若しくは等級5(平成28年3月31日までに建築を終えている建築物については、等級3、等級4又は等級5)に適合してい

るものに限る。)又は建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合若しくは建築物省エネ法第35条第1項各号若しくは低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ本市の認定を受けた場合で、かつ、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証について、あらかじめ交付を受けた場合 第3号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ (略)

11 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

るものに限る。)又は建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合若しくは建築物省エネ法第30条第1項各号若しくは低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ本市の認定を受けた場合で、かつ、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証について、あらかじめ交付を受けた場合 第3号アに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ (略)

11 (略)